

大分県高等学校体育連盟 会費の納入について

【 規約等（一部抜粋） 】

大分県高等学校体育連盟規約

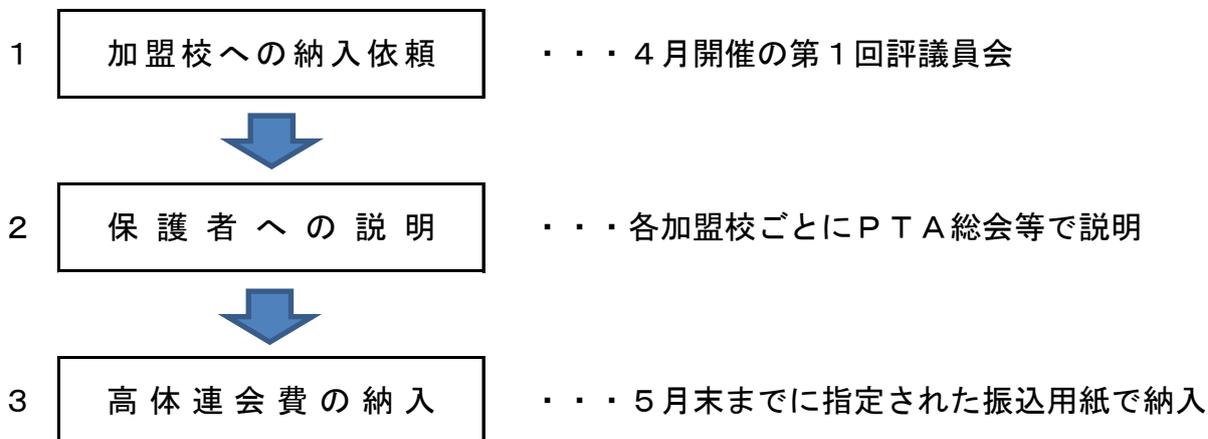
第5条 本連盟は、県内公立高等学校及び特別支援学校で本連盟に加入を希望する学校をもって組織し、理事会の承認を得て所定の会費を納入しなければならない。

大分県高等学校体育連盟内規

第11条

1. 本連盟の会費は、全日制生徒一人につき年間1000円、定通制・特別支援生徒一人につき年間500円とする。
2. 本連盟の会費は、毎年5月1日現在の在籍生徒数により起算し、5月末までにその年度の全額を事務局に納入するものとする。
5. 特別の事情のある学校の会費については、理事会・評議員会の承認を得て会費を軽減すること

【 会費納入までの流れ 】



【 保護者説明用資料 】

○別紙「大分県高等学校体育連盟の概要」を参考にしてください。